

法律顧問契約書

(ライトコース・月払い)

(甲)

(乙) 弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

第1条 甲は乙に対し、甲の業務に関して法律上の助言を与える事務(以下、法律事務といいます)を委託し、乙はこれを受託します。

第2条 この契約でいう「法律事務」とは次のとおりです。

① 当事務所での対面による法律相談、電話・web 会議システム・ファックス・電子メールによる法律相談を、1ヶ月につき1時間まで無料で行います。

※ 1時間を超えた場合、10分1,500円のご相談料がかかります。

※ ファックス・電子メールによるご相談については、回答作成に要した時間をご相談時間になります。

② 「グリーンリーフ便り」の送信(毎月)

第3条 甲は乙に対し、顧問料として月額金10,000円(税別)を、毎月末日限り翌月分を振込み(三井住友銀行大宮支店・普通預金・口座番号7453376・弁護士法人グリーンリーフ法律事務所名義)もしくは、口座振替の方法により支払います。

第4条 甲が乙に対し、第2条に定める「法律事務」の範囲を超えて法律上の処理を委任する時は、第3条に定める顧問料のほかに、甲は、乙所定の報酬及び費用を支払います。

第5条 本契約の有効期間は、令和●年●●月●●日より 令和●年●●月末日までとし、甲または乙の申し出がない時は、当然に更新されるものとします。更新後の契約期間は1年とします。

第6条 顧問料のお支払いが3ヶ月分ないときは、本契約は当然解除となります。

令和●年●●月●●日

(甲) 所在地

TEL・FAX

メールアドレス

会社名

Ⓜ

(乙) 埼玉県さいたま市大宮区宮町1丁目38番地1 KDX大宮ビル6階
弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

TEL (048) 649-4631 FAX (048) 649-4632

代表者 弁護士 森田茂夫 Ⓜ